

大阪府済生会富田林病院建設事業
プレゼンテーション実施要領

平成29年10月

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部大阪府済生会

目次

1	趣旨.....	2
2	対象者.....	2
3	プレゼンテーション等.....	2

1 趣旨

プレゼンテーション実施要領（以下「本要領」という）は、大阪府済生会富田林病院建設事業入札実施要項書に定めることのほか、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）の実施に必要な事項について定めるものとする。

2 対象者

プレゼンテーション等は、審査委員会による一次審査により選定された者で、その後技術提案書が提出された者を対象に実施する。

3 プレゼンテーション等

(1) プレゼンテーション等は次により実施する。

実施場所及び実施日時の詳細については、一次審査通過者に通知する。なお、プレゼンテーション等の順番は、病院事務局にて抽選し連絡する。

(2) 出席者

管理技術者及び現場代理人となる者は必ず出席するものとし、計10名以内とする。

(3) 実施方法

ア 先にプレゼンを受けた後、入札実施要項書による審査委員がヒアリングを行う。

イ プレゼンテーション等は非公開で行う。

ウ 1者につきプレゼン40分以内、ヒアリング20分以内を予定する。

エ 準備及び片付けは、それぞれ5分以内で行うものとする。

(4) 留意事項

ア 説明にあたっては、パソコン及びプロジェクター（パワーポイント等）の使用を認め、動画を使用についても可とする。ただし、提案書に記載にない内容は含まないこと。

イ 機材について、パソコンはプレゼンテーション等の参加者（以下「参加者」という。）が持参すること。プロジェクター（VGA端子）は事務局で用意するが、万一の不具合に備え、参加者も1台は持参すること。スクリーンは、事務局で用意する。

ウ 当日、審査委員への追加資料の配布は一切認めない。

エ プレゼンテーション等において、あらかじめ提出した技術提案書の内容と噛み合わない提案をした場合には、失格とすることがある。

オ 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して失格とする。

カ プレゼンテーション等の開始時間に遅刻した場合は失格とする。ただし、公共交通機関等の事故等により真にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

キ プレゼンテーション等は進行役の指示に従い行うものとする。

ク プレゼンテーション等の時間計測は進行役にて行い、プレゼンの終了5分前には進行役

からその旨告知する。

ケ 本院は、プレゼンテーション等のビデオ撮影を実施する。

コ パースでの説明は可とするが、模型を用いての説明は不可とする。

サ プレゼンテーションの発表は、管理技術者及び現場代理人が行うこと。プレゼンテーション時、提案における発表分担においては、参加者の提案としてよい。